

様式第十八（第 11 条の 2 第 1 項関係）

事業適応計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（以下「法」という。）第 21 条の 15 第 1 項の規定に基づき、下記の計画について
認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

1. 事業適応の目標

（1）事業適応に係る事業の目標

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供
する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2. 事業適応の内容及び実施時期

（1）事業適応に係る事業の内容

① 事業適応の類型

② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③ 事業適応の具体的内容

--

(2) 事業適応を行う場所の住所

--

(3) 事業適応に伴う設備投資等の内容

--

(4) 事業適応の実施時期

① 事業適応の開始時期及び終了時期

--

② 毎事業年度の実施予定

--

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①必要な資金の額及び調達方法の概要

--

②必要な資金の額及び調達方法

--

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

--

4. その他

--

(備考)

1. 申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
2. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
4. 第11条の2第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の規定による求めに係る書類を添付すること。
5. 法第21条の28の規定による確認を受けたい場合は、この申請書に様式第18の17を併せて提出すること。

(記載要領)

1. 事業適応の目標

- (1) 事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあつては、別表 1 により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和 3 年財務省・経済産業省告示第 6 号。以下「実施指針」という。）第 3 項第 2 号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。
- (2) 下記 2. (1) ①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。ただし、情報技術事業適応に係る数値目標については、この申請書に様式第 18 の 17 を添えて提出する場合は、任意記載事項とし、また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、需要開拓商品の販路の開拓及び国内への普及に向けた定性的な目標を記載するものとする。
- (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

2. 事業適応の内容及び実施時期

- (1) 事業適応に係る事業の内容を記載する。
 - ① 法第 2 条第 12 項各号に掲げる事業適応の類型（①成長発展事業適応、②情報技術事業適応及び③エネルギー利用環境負荷低減事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。
 - ② 計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。
 - ③ 事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。
 - (イ) 成長発展事業適応にあつては、実施指針第 2 項第 1 号ハに規定する「予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの」への該当性。
 - (ロ) 情報技術事業適応にあつては、実施指針第 2 項第 1 号ニに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。
 - (ハ) エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあつては、1. (2) に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。
- (2) 事業適応を行う場所の住所を記載する。
- (3) 上記 (1) ①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表 2 により、

事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

(4) 事業適応の実施時期について記載する。

① 事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

② 別表 3 により、毎事業年度の実施予定を記載する。

(5) 事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては任意記載事項とする。

① 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

② 必要な資金の額及び調達方法は、別表 4 により記載する。

3. 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第 11 条の 2 第 2 項第 5 号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。

4. その他

この申請書の提出と併せて様式第 18 の 17 を提出する場合は、その旨を記載する。資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあつては、別表 5 により必要な事項を記載する。

別表 1（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法
カーボンニュートラル	投資促進税制の申請時には記入不要です。	

(注) 外部評価機関（第 11 条の 2 第 2 項第 8 号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 2－1（成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容）

成長発展事業適応に伴う設備投資等の内容

事業者名	実施時期	投資 類型	投資内容詳細	金額 (千円)
カーボンニュートラル		投資促進税制の申請時には記入不要です。		

(注)

1. 「実施時期」は年月をもって記載する。

2. 「投資類型」は実施指針第 2 項第 1 号ハ②に規定する（1）～（5）の類型を記載する。

別表 2－2（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)	税制対象
1								
2		カーボンニュートラル	投資促進税制の申請時には記入不要です。					
3								
合計							()	

(注)

1. 「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
2. 「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。
4. この申請書に様式第 18 の 17 を添えて提出する場合において、租税特別措置法の定めるところにより租税特別措置の適用を受けようとするときは、当該設備等の税制対象の有無を記載する。
5. 税制対象外設備を含む場合は、合計金額欄において、内数として括弧書で税制対象設備の合計金額を記載すること。

(2) 上記 (1) のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1	カーボンニュートラル投資促進税制の申請時には記入不要です。		
2			

(注) ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表 2－3（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容

(1) 企業及び事業所の概要

中小企業者等の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「中小企業者等」とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいう。該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。
3. 「エネルギー使用量（原油換算）3,000キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

(2) 生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率 (%)	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1							
2							
3							
合計							

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. 「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。
3. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。
4. 「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和3年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和6年国土交通省告示第 号）第4号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

(3) 需要開拓商品生産設備の内容

	種類	設備等の名称	需要開拓商品の名称	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)
1						
2		生産工程効率化等設備の導入に係るカーボンニュートラル投資促進税制の申請時には記入不要です。				
3						
合計						

(注)

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

い。

2. 「種類」は、税務上の種類として、機械及び装置を記載すること。
3. 「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令（令和3年経済産業省令第67号）に規定する商品の中から選択して記載すること。
4. 「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

（4）需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売計画

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先
	生産工程効率化等設備の導入に係るカーボンニュートラル投資促進税制の申請時には記入不要です。			

（注）

1. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。
2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施初年度から起算して5事業年度分を記載すること。
3. 「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。
4. 需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。
 - ・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ
 - ・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
 - ・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー
 - ・燃料電池：キロワット
 - ・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

別表2-4（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

カーボンニュートラル投資促進税制の申請時には記入不要です。

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表3（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

(注)

- 1. 計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。
- 2. 資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表 4（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

費用 \ 調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額						

(注)

- 1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
- 2. 法第 21 条の 17 第 1 項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表 5（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

- (1) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制 カーボンニュートラル投資促進税制の申請時には記入不要です。

- (2) 自社の事業活動における気候変動の重要性

- (3) 環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

(注)

1. 外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。
2. 公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、(3)の記載は要しない。